

総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和7年4月10日(木)午後1時30分から午後2時05分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 桑原委員長、小野塚副委員長、今成、高柳、大島、中村各委員
- 4 説明者 青柳総務部長、永井秘書課長、織田澤総務課長、村田職員課長、
関上地域安全課長、角田企画政策課長、安倍資産活用課長
星野教育部長、栗原教育総務課長
- 5 事務局 武井事務局長、峰岸次長兼庶務係長
- 6 傍聴者 新聞記者 1名
- 7 議 事 (1) 総務部各課の所管事項報告・調査事項説明
(2) 教育部各課の所管事項報告・調査事項説明
(3) 総務部及び教育部所管事項に関する意見交換
(4) 今後の日程について
(5) その他

8 会議の概要

(1) 総務部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1) 総務部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。

まず、秘書課の所管に係る事項について報告願う。秘書課長。

(永井秘書課長 報告)

ア 秘書課

・報告事項

1 令和7年度 市政懇談会の開催について

○秘書課長 秘書課の所管事項について御報告申し上げます。報告事項1「令和7年度市政懇談会の開催について」であるが、本事業については、市長が各地域に出向き、市民の皆さんへ主要施策を説明し、直接市民の皆さんから行政に関する意見や考えを伺い、市政につなげていくことを目的に実施するものである。日程については、お手元の資料のとおり、4月21日から5月22日の間で各地区において計8回開催する予定である。内容については、令和7年度当初予算の概要及び主要施策などについて説明し、その後懇談を行うものである。

市民の皆さんへは、広報ぬまた、ホームページ、ホッとメールぬまたなどでお知らせする。寄せられた主な意見とその回答については、ホームページなどに掲載する予定である。

秘書課からの報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。質疑を行う。報告事項1「令和7年度市政懇談会の開催について」何か質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 開催時間が19時から18時30分に変更になったと記憶しているが、それは何か理由があるのかお聞かせいただきたい。

○秘書課長 時間については、まず市長から主要施策を説明させていただき、その後、懇談ということでおおよそ20時前後の終了を予定している。以前は19時からであったと思うが、今年度も18時30分から予定しており、皆さんから御意見もいただきながら開始時間については今後研究させていただきたいと思っている。今年度については昨年と同様の時間で予定している。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で秘書課を終了する。

次に、職員課の所管に係る事項について報告願う。職員課長。

(村田職員課長 報告)

イ 職員課

・報告事項

- 1 辞令交付について
- 2 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の期間延長について
- 3 障害者雇用促進法に基づく沼田市障がい者活躍推進計画の策定（更新）について

○職員課長 それでは、職員課の所管事項について御報告申し上げます。まず、報告事項1「辞令交付について」であるが、(1)に記載をした一般職退職発令を3月31日付で行った。発令実数については13人である。内訳については記載のとおりである。

次に(2)に記載した一般職の人事発令を4月1日付で行った。新規採用発令が13人。

再任用発令が20人であり、これらを含む全体の発令数は213人である。内訳については記載のとおりである。

次に、報告事項2「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の期間延長について」である。令和6年度末までの5年間の計画となっていたが、計画期間を1年延長し、令和7年度末までとしたものである。本来であれば、新たに計画を策定するところであるが、今回報告の計画とは別に、もう一つ女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画というものがある。この計画が令和7年度末までの計画期間となっており、盛り込むべき内容に共通部分が多く、それぞれの目的を達成するためには、一体的な計画とすることがより効果的かつ効率的と考えられる。このため、今回2つの計画の終了時期をそろえ、令和8年度からの次期計画の一体的な策定につなげるものである。

3ページから10ページに別紙資料として改定後の計画を付けたので御覧いただきたい。変更箇所であるが、まず3ページの表紙について、最終年度の部分を令和6年から令和7年に変更したほか、一番下のところを令和7年3月改定の表記を追加したものである。4ページからの本体計画については、5ページ、7ページ及び8ページのそれぞれ赤字とした部分に変更箇所となる。これらを合わせて10ページに改訂履歴としてまとめているが、内容としては計画期間延長に関する箇所以外には、育児休業等の取得率について、現状に即した目標値として男性85%、女性100%へと引き上げを行っているので御確認をいただき

たい。

最後に、報告事項3「障害者雇用促進法に基づく沼田市障がい者活躍推進計画の策定(更新)について」である。これまでの計画が令和6年度末で期間満了となったことから、従前計画を更新する形で、新たに本年4月1日付で策定したものである。計画については、11ページから14ページとなるので御覧いただきたい。この計画は、事業主として障がい者の雇用を促進するため、法定雇用率を目標値に設定し、その達成と障がい者の働く環境の整備を目的に、全任命権者の連名で策定している。計画期間は令和11年度までの5年間である。法定雇用率については、令和4年の障害者雇用促進法の改正により引き上げが決定し、令和6年4月から0.2%引き上げられている。地方公共団体についてはそれまでの2.6%から2.8%となり、令和8年7月からは3.0%へとさらに0.2%引き上げられる。毎年6月1日現在の雇用率を、群馬労働局に報告しているが、本市の昨年6月1日現在の雇用率は2.63%で1名の不足となり、引き上げ後の法定雇用率に達することができなかった。しかし、その後1名を任用したことにより、その時点で達成となっている。本計画に基づいて引き続き障がい者の雇用促進に努めたいと考えている。

職員課からの報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。質疑を行う。まず、報告事項1「辞令交付について」何か質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項2「次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の期間延長について」何か質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項3「障害者雇用促進法に基づく沼田市障がい者活躍推進計画の策定(更新)について」何か質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 市政改革大綱にも関連するが、来年から法律で障がい者の雇用率を3%と法律で決められており、ようやく追いついたという状況であるとお伺いしたが、3%になった場合を想定して、対応しなければいけないわけであるが、それについて何か考えがあればお伺いしたい。

○職員課長 障がい者雇用については、当然、法定雇用率達成を前提に雇用の努力をしているところであるが、ここ何年か特に学校現場等で、障がい者雇用を積極的に取り組んでおり、雇用率の達成までこぎつけた状況である。事務部門についても、昨年追加の1名の雇用については、事務レベルの現場で雇用に至ったということもあるので、引き続き障がい者の方に仕事をしていただける環境、仕事の切り出し、そういったことにも取り組みながら、さらに業務に当たっていただけるよう、雇用について継続的に取り組んでいくことで考えている。

○高柳議員 資料の13ページの右下に募集採用に当たっては以下の取扱いを行わないということで、特定の障がいを排除することや、自力で通勤できるかどうかという条件を付さないということであるから、採用してみて、この人がどうやったら働けるのかということに実際はなると思う。そのような状態になると、増員はしたが業務量総体からすると、またそこに雇わなければならない状況も当然出てくると思う。私はそういう方々も一緒に暮らせることが誰も排除しない世の中であると思っており、民間企業ではかなり厳しいだろ

うが、公共がそういうところをきちんと見せ、民間企業の模範になるような取組にしたい。この13ページの下段のことも含めて、職員体制の確立をまずしていただき、そのような方が入ってきても、私達の職場は大丈夫であることを示すことが大事であると思っているので、それに対する考え方があればお伺いしたい。

○職員課長 障がい者の方が働く環境が整うということが一番大事であると考えているので、それに当たっては、職場のマッチングというか働いていただく方と受け入れる側がうまく条件が折り合うようなところから、まずは考えていかなければならないと思っているので、雇用というか任用の段階から、受け入れ側と働くことを希望される方とのミスマッチにならないようなところで、実際に働き始めてから、その方がどのような不安を持っているか、どういうところで不便を感じているか、そのようなところは障がい者雇用の所管課として、その現場に任せきりではなく、本人の面談などを継続的にこれまでやってきたつもりである。今後も引き続きそのような取組を続けていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で職員課を終了する。

次に、地域安全課の所管に係る事項について報告願う。地域安全課長。

(関上地域安全課長 報告)

ウ 地域安全課

・報告事項

1 沼田市国民保護計画の修正について

○地域安全課長 地域安全課の所管事項について報告申し上げる。報告事項1「沼田市国民保護計画の修正について」であるが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき、本市では、沼田市国民保護協議会を設置し、沼田市国民保護計画を策定している。今回の修正であるが、別冊資料として配付させていただいた沼田市国民保護計画の修正概要について御覧いただきたい。現在の沼田市国民保護計画は、令和2年度に一部改定を行っているが、その後4年が経過していることから、行政機構改革に伴う組織名称の変更等を踏まえ、修正を行うものである。主な修正点については、表に示した7項目となるが、行政機構改革に関する事項のほか、略称に関する文言の整理、新たなサービス開始に伴う情報伝達手段の追加、前回の修正後に県から指摘のあった事項等について変更するものである。

なお、今回の修正内容は、県と事前協議済みであり軽微な変更該当し、計画の変更内容については、意見なしとの回答をいただいている。

また、修正を反映した沼田市国民保護計画を併せて配付したので参考にさせていただきたい。

地域安全課からの報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。質疑を行う。報告事項1「沼田市国民保護計画の修正について」何か質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 この概要の下から3番目の武力攻撃災害等への平素からの備えに関する事項

で、避難実施要領のモデルをパターンに変えたということであるが、これは何か特別な意味があるのか、分かれば教えていただきたい。

○地域安全課長 御指摘いただいた事項と併せてであるが、下から4項目目からの避難に関する基本的事項、武力攻撃災害等への平素からの備えに関する事項、国民の保護のための措置の実施に関する事項3項目については前回令和2年度の改定を行った際に、群馬県から意見として付されたものであり、次回修正するタイミングで構わないが、この3項目について修正をするよう指摘があったものである。

○高柳委員 モデルとはこうあるべきだということになるわけであろう。パターンとはいろいろなパターンがあるという意味で、最近新聞報道等にもたくさんあるが、その置かれている状況や災害の中身によって、要はモデルを示すのではなく、パターンを示すのだと私は受け止めたのだが、そのような受け止め方でよろしいか確認させていただきたい。

○地域安全課長 委員の御指摘のとおり、私どももそのように承知をしているところである。参考までに本日は資料として用意はないが、実際のパターンとして現在のところ2通りの想定したパターンを用意している。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で地域安全課を終了する。

次に、企画政策課の所管に係る事項について報告願う。企画政策課長。

(角田企画政策課長 報告)

エ 企画政策課

・報告事項

1 第2次市政改革大綱及び同実施計画について

○企画政策課長 企画政策課の所管事項について報告申し上げる。報告事項1「第2次市政改革大綱及び同実施計画について」であるが、別冊の第2次市政改革大綱、第2次市政改革大綱実施計画を御覧いただきたい。12月の委員会において、令和2年度から6年度までの期間を、3年間延長する素案の内容を御説明申し上げたところであるが、行政改革懇談会での審議等を経て完成したものを改めて報告させていただくものである。

なお、本委員会終了後、ほかの議員の皆様にも配り、市ホームページにて公開する予定である。

企画政策課からの報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。質疑を行う。報告事項1「第2次市政改革大綱及び同実施計画について」何か質疑はあるか。高柳委員。

○高柳委員 実施計画の7ページで、定員管理の推進と良好な職場環境づくりと書いてあるが、その定員の適正管理というのは、404名が現在の定員であるということであるが、具体的には、業務量が増えれば正規職員を増やしていくという考え方か、中身がよく分からないので、分かればお聞かせいただきたい。

○企画政策課長 こちらの数字については、平成31年4月1日現在のものを参考として入れさせていただいている。定員適正化計画については、長期での人数設定をしているので、

それに向けて定員の適正化を図っていくということで推進を進めている。

○高柳委員 住民のニーズや要望や社会状況が多様化複雑化しており、同じ事業をしていても、特に福祉部門では、人の配置がたくさん必要になってくる場面というのが多分にあると思っている。そういったところに対応するということになると、やはり人を増やさないと、ニーズに追いついていかないということが出てくる。一方で人件費の問題になると、財政の制限がかかるので、必然的に非正規職員が増えてくるのではないかとと思っている。このため、正規と非正規の割合について議論をしているのかどうかお伺いしたい。

○企画政策課長 正規職員と非正規職員の割合であるが、当課においては比率のような割合といった数字は持ち合わせていない。

○高柳委員 分かった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で企画政策課を終了する。

次に、資産活用課の所管に係る事項について説明願う。資産活用課長。

(安倍資産活用課長 説明)

オ 資産活用課

・調査事項

1 立体駐車場維持管理費の節減状況について

○資産活用課長 資産活用課の所管事項について説明申し上げる。調査事項1「立体駐車場維持管理費の節減状況について」である。令和7年度当初予算では、下之町駐車場管理事業費として1,604万8,000円を計上している。主な内訳として、立体駐車場及び平面駐車場の電気料等の光熱水費に611万3,000円。タイムズ24株式会社と契約している駐車場管理業務委託料に924万円となっている。光熱水費のうち主なものは、立体駐車場に係る電気料で550万円である。節減状況についてであるが、立体駐車場の照明器具は、テラス沼田開業時以前から1階テナント部分を除き、LED化している。そのほか照明については駐車場として規定の照度を保つ必要があり、24時間営業でもあるので、大幅な削減は難しいところではあるが、照明器具の一部を、当初の据え付けから間引いて運用を行い、電気料金の節減に努めている。また、電気事業者についても、ファシリティマネジメント事業で実施しているエネルギーサービスプロバイダー業務委託の対象となっていることから、より安価な契約を行うことができている状況である。ほかに令和5年度からエレベーター2基の待機階をそれぞれ異なる階に設定し、呼び出し階への移動にかかる電気料金が少しでも削減できるように取り組んでいるところでもある。

今後さらなる節減の取組について、考えられることは、照明器具の部分的な稼働が可能かどうかである。これは現状の照明機器が、オン・オフを全て手動で行う設定になっていることから、委託業者を含めて限られた人員で管理を行う中では限界があると認識している。より合理的な方法があれば取り入れていく必要もあるので、日常の管理を行う中で研究に努めたいと考えている。

資産活用課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。質疑を行う。調査事項1「立体駐車場維持管理費の節減状況について」何か質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 こちらについては先月財政課に通告した調査事項であるが、回答していただいたということで、財政課で5億円削りたいという目標を立ててやっている中で、こちらでも少しでも削減できる場所はないかと考え、電気代の600万円について話をさせてもらえればと思う。

先ほど内訳で電気代が550万円で、規定の明るさがありそこに合わせていくのだとの説明であったが、規定がどのくらいの明るさなのかという点と、季節や天候といったところの影響、天気や季節による変動はどのくらい見ているのか教えていただきたい。

○資産活用課長 電気の明るさの制限については、現在のところ10ルクス以上の照明をつけることになっているだけで、言葉から考えると10ルクス以上ないといけないということではなく、10ルクス以上の照明器具が付いていればいいのではないかと考えている。実際に10ルクスというと、昨日試してみたが結構暗い感じがする。その辺を十分安全に配慮した上で、やっていければと考えている。季節・天候についても、夜間と昼間というところもあるので、スイッチのオン・オフをどれだけしなければいけないのか、人間的にどこまで対応できるかということも今後、研究していければと考えている。

○副委員長 昨日、自分も照明を消しているところを通りすがり確認したが、とても暗いものだったと思うが、このぐらいやってもいいのではないかとも思っている。下りのところで真っ暗なところがあったので、ここは明るいほうがいだろうと思いつつ、例えば南側では、完全に昼間10ルクスを超えていると思う。そういったところはまだ間引けると思う。余談になってしまうが、私は物を作る会社に長くいて常に改善ということを仕事にしていたが、照明をもっと減らす方法というのがたくさんあると感じている。一つその場を思い浮かべていただいて、蛍光灯がついてはいるが、梁の間に蛍光灯が入っており、梁で明るさが消されてしまっている。光が届かないような場所に照明器具が付いている。このため、照明器具の位置を低くするとか、当然工事が必要となるが、照明の位置を低くすることにより明るく広がるようにするなどの工夫で間引いても、かなり明るさは上げられるのではないかという発想を持っていただきたいと思っている。そのような取組の提案があれば検討していただけるのかお聞きしたい。

○資産活用課長 今後検討させていただき対応可能なところは対応していきたいと考える。

○副委員長 駐車場の施設に限ったことではなく、このような意見はほかの施設にも当てはまる場所はたくさんあり、照明が何で必要なのかというところから遡って考えていただけるといいかと思っている。今日も駐車場を歩いて7階までぐるぐる回ってきたが、人のいない階でも照明がついている。車が駐まっているだけの階でも照明がついている。本当は非常にもったいないことで、そこに車が来たとか、人が通ったということが分かったときにセンサーでつくとか、そういうことができればもっと減らせる。550万円を100万円ぐらい減らせるのではないかと思っているが、投資をしてでも回収していく検討を今のところしているのかどうか。投資することを考えているのかお聞かせいただきたい。

○資産活用課長 現在具体的には考えていないが、タイマーを付けると幾らかかるのか見積もりを取ろうと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で資産活用課を終了する。

(4) 今後の日程について

○委員長 次に(4)今後の日程について、次回の委員会について事務局説明願う。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で総務部各課の所管事項報告及び調査事項説明を終了する。

(総務部 退室)

(2) 教育部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは教育部の所管事項報告と調査事項説明に入る。教育総務課の所管に係る事項について報告を願う。教育総務課長。

(栞原教育総務課長 報告)

ア 教育総務課

・報告事項

- 1 令和7年度沼田市教育行政方針及び令和7年度沼田市人権教育推進方針について
- 2 沼田市新たな学校づくり実施計画の策定について

○教育総務課長 それでは、教育総務課の報告事項を申し上げる。資料1ページ、教育総務課報告事項を御覧いただきたい。報告事項1「令和7年度沼田市教育行政方針及び令和7年度沼田市人権教育推進方針について」であるが、資料3ページから10ページまでが、教育行政方針、11ページから16ページまでが人権教育推進方針である。

まず、教育行政方針は、毎年新たな年度を迎えるに当たり、効果的な教育行政を推進するため、教育委員会の議決を得て、重点課題及び主な取組について取りまとめを行ったものである。構成は基本理念、基本方針及び重点施策となっている。

また、人権教育推進方針は、先ほどの教育行政方針と同様に、例年教育委員会の議決を得て、学校教育と社会教育、家庭教育とが連携を図り、人権教育を推進するための取組について取りまとめたものである。実施するそれぞれ内容を御確認いただき、本市の教育行政及び人権教育の推進について御理解いただきたい。

なお、教育行政方針に掲げる各施策については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定する点検評価の対象としており、毎年度報告書としてまとめ、市議会へ提出し、公表しているところである。

次に、報告事項2「新たな学校づくり実施計画の推進について」であるが、資料として実施計画の概要版を添付させていただいた。御案内のとおり、2月15日から3月16日まで30日間のパブリックコメントを経て、先月28日教育委員会の会議において、本実施計画が決定されたところである。今後、本実施計画に基づき、統合の目標年度を見据え、保護者や地域住民等の代表者及び統合する学校の教職員を構成員とする準備組織を立ち上げ、統合に係る具体的な検討項目の協議調整を行う。また、協議結果については適宜保護者や地域住民に周知しながら、本実施計画を推進してまいりたいと考えている。

教育総務課からの報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。質疑を行う。まず、報告事項1「令和7年度沼田市教委行政方針及び令和7年度沼田市人権教育推進方針について」何か質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項2「沼田市新たな学校づくり実施計画の推進について」何か質疑はあるか。今成委員。

○今成委員 パブリックコメントが終わり、様々な市民の方の声が耳に入ってくるが、11月から12月に区長をはじめ、一般市民への説明会を開いたが、今さらながら、説明会があったことも知らず、今回の素案自体も知らなかったという市民もパラパラいるような感じである。今後また同じような形で、市民、保護者に対して説明会を開く予定があるのかどうか教えていただきたい。

○教育総務課長 保護者、地域住民への周知ということであるが、実施計画の策定に関しては、広報ぬまた5月号で実施計画の内容についてページ数を割いて、市民の皆様へ策定されたことを報告する予定である。また、先ほど言ったように、準備組織での検討項目の進捗状況に応じて、例えば準備委員会だよりのようなものを、回覧板などの媒体を利用しながら、市民の皆さんに周知する必要があると考えている。説明会については、例えば通学に関しては、保護者に対する説明会は、必要な場合も出てくるかと思っているが、計画そのものに対する説明会は、今後開催する予定はない。

○委員長 ほかに。高柳委員。

○高柳委員 説明会等で様々な御意見が出て、それらを網羅して、パブリックコメントを経て、このような新しいものが出たという認識をしているが、委員会や説明会で出たところで、やや不安に思うところが幾つかあるのでお伺いしたい。

まず、スクールバスを出すということが基本であるが、スクールバスではなくて公共バスに通学費を補助するという考え方は、スクールバスに乗る人と、お金を補助してもらい、自腹で幾らか出すという人との公平感が保たれないのではないかと思っている。今さらではあるが45分を限界ということではあるが、普通歩く速度は時速3キロであると思っている。インターネットで調べても大体、子供が歩く速度というのは1時間で3キロと言われており、3キロ以内ということになると、例えば北小学校であるとか、東小学校の上原町から今度は沼田小学校に通うことになる、もう1時間を超えてしまうのではないかということが、具体的な問題として出てくるかと思っている。スクールバスと通学費補助の問題、歩く速度と文部科学省の示す4.8キロという基準の問題。このことについて、どのようにクリアをしようとしているのかお伺いしたい。

○教育総務課長 まず一点目の、スクールバスと公共交通機関を利用した場合の不公平感

の問題は、私共も住民説明会を通して、そういった意見があるということは十分承知しているところである。公共交通をさらに充実させていただければ結果的に市民の交通の利便性も向上するというので、市長部局の所管課と事務レベルで協議をしているところである。スクールバスを保有することによって、校外学習での利活用の幅が広がるという利点と、運転手の確保であるとか、導入にかかるランニングコスト、これらを十分検討しながら、今後調整が必要であると考えている。現時点で明確な方向性が出ているということではなく、今後いただいた意見や財政面も踏まえて検討が必要であると認識している。

次に、適正配置の基本方針としての目安は、おおむね45分以内に通学できる範囲が望ましいということで、通学手段は問わないとしている。確かに子供の歩く速度1時間3キロ程度というのは、ある程度妥当な数字であると認識しているが、統合する学校の配置、例えばその位置関係、平坦なところなのか、坂がある中での距離なのか、道のりなのか、住宅地なのか、そうではないのかというところもあるので、それぞれの枠組みというか、そこに応じた柔軟な対応が場合によっては必要になると思う。いずれにしてもスクールバスであるとか、通学手段をいろいろ検討する中で、子供たちの安全を最優先とした通学手段の確保、通学時の安全確保が必要であると考えているので、これらを基本として今後検討していくことになると思う。

○高柳委員 一番早くて令和9年になると思うが、柔軟とここに書いてあるが、当該の人たちに早く決定をして周知していただくことが大事であると思っている。その柔軟な中身というものを具体化してもらいたいと思っている。

次に、通学にはこだわるようであるが、お金を払う人と無料の人というのは、私は無理があると思うし、その時間帯にバスを出してもらうことに対しての困難さというものもあるので、通学手当を出すということは、どうもなじまないのではないかと申し上げておきたい。

次に、学校区の問題であるが、沼田小学校に集約するということになって、御意見もたくさん出て、地域の行事の問題や学童保育などの問題など、いろいろな細々とした問題があると思う。それらに対しては柔軟に対応すると書いてある。これは御兄弟がいるなどの問題も含めて、きっちり決まったものではなくても、限定的な期間において、中学校区というのは認めていくという意味合いでいいのかどうかお伺いしたい。

○教育総務課長 小学校の通学区域の見直しに伴う特例措置についてのことであると思うが、委員の認識のとおり、一定の期間を設けて早めに沼田小学校に入学したいであるとか、兄・姉がいる学校にそのまま弟・妹も同じ学校に通いたいと言う声は聞いているところである。このため、そういった材木町の児童と柳町の児童に対する特例措置というのは、チラシを作成した上で、一緒に周知をしているところである。今後にも必要に応じて保護者や地域の皆様に情報を提供しながら対応させていただく予定となっている。

○高柳委員 学校区の変更は、通学区が遠いからというのは、理由としては、一般的には認められていないと以前学校教育課長から話を伺った。いいことではないが、いじめの問題であるとか、家庭的な問題も含めると学校区は変えることができるということ、最大限利用して、その暫定的な期間を乗り切っていきたいということだろうと、私は思っている。学校区ということが出せないのが非常に不満であるが、暫定的期間なので、ぜひ現場の皆さんの意見を最大限尊重して、これも柔軟に対応することになっているが、柔軟を具

体化して、個別の課題は期限までに解決していただきたいと思っている。最後の質疑であるが、沼田中学校が、定員が増えてしまうので、増築を考えるということであるが、全体的に減っているのに増築をしなければいけないというと、これは衝撃であると思っている。隣が東小学校であるわけで、小学校は小学校で、それまで通った人がいるので何ともならないが、新しくお金を出すというのが市民に理解を得られるかどうか疑問であり、増築の検討の中身が分かればお伺いしたい。

○教育総務課長 沼田中学校の増築の中身ということであるが、今のところ想定しているものは、足りなくなるであろう普通教室の部分と、細々したところでは例えば下駄箱が足りなくなるとか、給食を提供する生徒が増えることによって給食のコンテナ室が手狭になるのではないかとか、自転車通学を認めるということになると駐輪場が必要ではないかとか、当然スクールバスを使った登下校になるのでバスの待機場所であるとか、そういった部分も必要になるのではないかなど、現在項目出しを進めているところである。また増築費用をかけてまでという話であるが、統合をせずにそのまま残した場合、中学校の改修費用や維持更新費用というのは当然かかってくるので、残す場合と集約した場合の費用とを検討しながら今回の結論に至ったわけである。

教室数も実際に足りなくなる見込みであるので、普通教室の増築というのは必要だと思っている。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 同じく通学についてであるが、今週沼田高校が開校して、毎朝歩いて見かけるが、こんなに送迎がいるのかというぐらい周辺が混んでいる。ガードレールには傷や擦り傷みたいなものも結構ある。今後沼田中学校に集約されると、通学がバスになるとか、自転車になるなどのことがあると思うが、実際大方送迎になってしまうのではないかと感じている。送迎が増えることについて想定はしているのか。保護者の負担には当然なってしまいが、それによる何かネガティブなものは今のところ想定されているのか、お聞かせいただきたい。

○教育総務課長 沼田中学校の統合に伴う送迎車両の増加については、当然一定程度増えるであろうと想定しているところである。同様の指摘を庁内組織の中でも、委員から指摘いただいたところで、沼田中学校だけではなく、ほかの統合による枠組みの中でもそういったことが想定されるのではないかという意見はいただいているところである。沼田中学校に関して言えば、あの周辺で適当な場所を見つけて整備する検討と、既存の学校敷地内でのロータリーであるとか、安全対策の検討であるとかを並行して現在進めているところである。

○副委員長 学校づくりのことであるのでどこまで聞いていいかわからないが、沼田中学校の周辺では、広場もあるのでそれなりのことはできるから、沼田高校ほど危なくないのかという気はするが、やはり小学校も集約され、中学校も集約され、沼田高校は既に集約されており、そこに至るまでの道のり、具体的に言うと3. 3. 1環状線であるが、沼田中学校が令和12年に集約されるというときに、環状線の東原工区、これは都市計画の話であるが、そういったところまで波及してしまうと思うが、その安全性については、教育委員会でも考えているのか。

○教育総務課長 集約した場合の送迎車両が増えることによる安全性に関する課題である

と思うが、環状線の開通を勘案した検討というのは今のところしていない。ただ、当然保護者の送迎が増えるだとか、敷地内も含めて、敷地周辺部についての安全対策の中で、検討はするべきであると思っている。いただいた意見を参考にさせていただきたい。

○副委員長 数年前、千葉県で危ないと言われた道路で交通事故があって、総理大臣が見に行ってみ直せというようなことがあった。結局、掘り起こせばみんな昔から危ないことは知っており、先日も子供が自転車ではねられてしまったのも危ないことは市長も教育長も皆知っていたわけである。しかし、そこに手が回らなくて事故が起きてしまうことが、日本中どこでも起きているので、ぜひ特に環状線の栄町と東原新町のところについて通すであるとか、通してはいけないであるとか、そこまでやってくれないと子供の命は守れないと思うので、まだ時間はあるが、とにかくあそこは危ない。子供を通す通学路ではないというような気持ちで安全対策を、道路だから教育委員会ではないということではなく、教育委員会が道路を造るというぐらいの気持ちで進めていっていただきたいと思う。何か考えがあればよろしくお願いします。

○教育総務課長 準備組織の中では通学であるとか、そういったことに関する専門部会も立ち上げるということで想定しているところである。その専門部会の中には当然保護者であるとか、そういった関係者に入っていただく予定であるので、いろいろ課題があればそこで出していただく中で、調整事項であれば、所管の関係機関であるとか、市長部局も含めた協議調整を進めてまいりたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で教育総務課を終了する。

(4) 今後の日程について

○委員長 次に(4)今後の日程について、次回の委員会について事務局説明願う。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で教育部各課の所管事項報告及び調査事項説明を終了する。

(教育部 退室)

(3) 総務部及び教育部所管事項に関する意見交換

○委員長 それでは次第(3)総務部及び教育部の所管事項に関する意見交換に入る。なお、次回5月の常任委員会については、先ほどの説明のとおり、構成替えとなるので、調査事項の検討はせず、今回は意見交換のみとする。何か発言はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で総務部と教育部の所管事項に関する意見交換を終了する。

(4) 今後の日程について

○委員長 次に、(4) 今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局から説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。スケジュールについては承知願う。

(5) その他

○委員長 次に、(5) その他について何かあるか。事務局。

(事務局書記 説明)

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で本日の総務文教常任委員会は終了する。

(午後2時05分 終了)